

兵庫県中小企業等海外出願支援事業

海外出願にかかる費用の 50%を支援します。

1事業者に対する補助金上限額 **300万円**

特許
150万円

実用新案
意匠・商標
60万円

抜け駆け
対策商標
30万円

1次公募期間 5月20日～6月15日
(※1次公募は終了いたしました※)

2次公募期間 7月31日～8月25日

お問い合わせ先



公益財団法人 新産業創造研究機構 (NIRO)
技術移転部門 知的財産センター
福岡・平岡

Tel: 078-306-6808

e-mail: kaigai-syutsugan@niro.or.jp

※詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.niro.or.jp/information/20260717/57925/>

募集の概要

1. 応募資格

- ①兵庫県内に本社を有する中小企業者、ただし、「みなし大企業」に該当する場合は除く
- ②地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

2. 支援対象出願

応募時点で日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠、または 商標を出願完了しており、交付決定後（採択後）に同一内容の外国出願（パリ条約等に基づく外国出願、特許協力条約に基づく外国出願（PCT国際出願における各国への国内移行出願）、ハーグ協定に基づく外国出願、マドリッド協定議定書に基づく外国出願）を行う予定のもの

3. 支援の条件

- ①外国出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一であること
- ②2027年1月29日までに外国出願を完了し、実績報告書を提出すること。
- ③本事業に係る書類提出について、出願業務を依頼する弁理士の協力を得られること。
- ④本事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ⑤独立行政法人 工業所有権研修館（INPIT）で同一案件の申請を行っていないこと。

4. 補助率・補助上限額

補助率： 補助対象経費の1/2以内

1事業者に対する上限額：300万円（複数案件の場合）

1案件ごとの上限：	特許	150万円
	実用新案・意匠・商標	60万円
	拔け駆け対策商標	30万円



5. 支援対象経費

採択後に発生した、外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

※詳細は弊財団HP募集要領をご確認ください。

<https://www.niro.or.jp/information/20260717/57925/>

申請から補助金交付までの手続きの流れ

